

さくら市企業管理規程第7号

さくら市漏水による水道料金の減免取扱規程を次のように定める。

令和7年10月30日

さくら市水道事業

さくら市長 中村 卓資

さくら市漏水による水道料金の減免取扱規程

(趣旨)

第1条 この企業管理規程は、さくら市水道事業給水条例（平成17年さくら市条例第167号。以下「条例」という。）第32条及びさくら市水道事業給水条例施行規程（平成17年さくら市企業管理規程第7号。以下「施行規程」という。）第36条第1項第2号の規定により、水道料金（以下「料金」という。）の軽減又は免除（以下「減免」という。）を行う事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この企業管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定例検針 条例第25条の規定により行うメーターの点検をいう。
- (2) 検針水量 定例検針により計量した使用水量をいう。
- (3) 認定使用水量 条例第26条の規定により認定した使用水量をいう。

(減免の対象)

第3条 管理者は、施行規程第36条第2項の規定により提出された水道料金減免申請書（第9条第2項において「申請書」という。）に記載された申請の理由が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施行規程第36条第2号に該当するものと認める。

- (1) 次に掲げる場所における給水装置（条例第3条第1号に規定する給水装置をいう。以下同じ。）からの漏水であって、水道使用者等（条例第18条第1項に

規定する水道使用者等をいう。以下同じ。)の善良な管理の下において、給水装置からの漏水を発見することが困難と認められるもの

ア 地下埋設部

イ 床下

ウ 壁面内部

- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの
(減免の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、減免の対象としない。

- (1) 不正な給水装置工事(条例第3条第2号に規定する給水装置工事をいう。)による漏水の場合
- (2) 水道使用者等に故意又は過失が認められる場合
- (3) 水道使用者等が漏水の事実を知らずながら修繕を怠った場合
- (4) 定例検針時に漏水を指摘されたにもかかわらず、正当な理由なく修繕を怠った場合
- (5) 蛇口、トイレ等の漏水の事実が容易に確認できる場合
- (6) 給湯設備、受水槽、トイレタンク等の設備の故障による場合
- (7) 条例第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者(第9条第2項において「指定給水装置工事事業者」という。)でない者が修繕を行っていた場合
- (8) 給水装置を新設してから1年を経過しない場合
- (9) メーターの点検を実施し、異常が認められない場合
(減免の対象期間)

第5条 減免の対象となる期間は、原則として、漏水箇所を修繕した日の属する定例検針又はその直前の定例検針の算定対象となる期間(次条において「減免対象期別」という。)のうちいずれか減免額が大きいものとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(漏水による使用水量の認定方法)

第6条 施行規程第36条第2号の規定において、見積量による認定をする場合は、漏水箇所の修繕後の1日当たりの平均使用水量に、減免対象期別の日数を乗じた水量により認定するものとする。

2 認定使用水量の認定をする場合において、1立方メートル未満の端数を生じたと

きは、これを切り捨てるものとする。

- 3 前2項の規定により算定した水量が、条例第24条に規定する基本水量に満たない場合は、当該認定使用水量は基本水量と同じ水量とみなす。

(減免水量の算定方法)

第7条 減免の算定対象となる水量は、次の各号に掲げる水量のうちいずれか大きい水量とする。

(1) 検針水量から認定使用水量を減じた水量に2分の1を乗じて得た水量

(2) 検針水量から認定使用水量に5を乗じて得た水量を減じて得た水量

- 2 前項の規定において、1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(減免額の算定方法)

第8条 減免の額は、前条の規定により求めた水量に、条例第24条に規定する超過料金の額を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(減免の申請)

第9条 施行規程第36条第2項に規定する申請は、水道使用者等が異常な水量を認知した日の翌日から起算して90日以内に行わなければならない。

- 2 申請書には、修繕を施工した指定給水装置工事事業者により作成された漏水修繕報告書(様式第1号)及び漏水箇所の修繕前後の写真又は修繕箇所が分かる位置図を添えるものとする。

(減免の可否の決定)

第10条 施行規程第36条第3項に規定する通知は、水道料金減免決定通知(様式第2号)又は水道料金減免却下通知(様式第3号)により行うものとする。

(料金の還付充当)

第11条 減免の決定を受けた料金については、水道使用者等の指定する口座に還付し、若しくは料金の未収金又は次期以降の料金に充てるものとする。

(その他)

第12条 この企業管理規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この企業管理規程は、令和8年4月1日から施行する。